

令和8年度
マルチベネフィットにつながる
プラスチック分別回収モデル事業
業務委託

仕 様 書

三 重 県

業務概要

1 業務名称

令和8年度マルチベネフィットにつながるプラスチック分別回収モデル事業業務委託

2 目的

国の「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日策定）」では、2035年までにすべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それらが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用することが目標として示されています。また、「第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）」では、重要な方向性の1つとして、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環が掲げられています。

県の「三重県循環型社会形成推進計画（令和8年3月策定）」では、循環経済への移行を見据え、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向け、資源循環への取組を通じて、環境・経済・社会の統合的な向上を図ることとしています。

こうした背景のもと、本業務は、県内の観光地にプラスチックの分別回収を促すためのごみ箱を設置し、回収状況や利用者の意識調査、効果的な資源循環施策を検討することにより、プラスチックの資源循環の取組を通じて、散乱ごみや観光振興などさまざまな課題の同時解決（マルチベネフィット）につなげる仕組みづくりに資することを目的とします。

3 履行期間

契約の日から令和9年3月26日（金）までに完了するものとする。

4 納入場所

三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課

5 成果品

本業務における成果品を表1に示す。

- ・ A4判モノクロ両面（A3判の資料は折込むこと）を基本とするが、視認性を考慮する必要がある資料については、カラー印刷とすること。
- ・ 表紙はA4判カラー単色とすること。
- ・ 目次を付け、本編からページ番号を付加すること。
- ・ 報告書（概要版）はA4判カラー両面（2頁程度）を基本とすること。

- ・ 報告書は、公開資料として扱う場合があるため、原則、個人情報等が含まれないようにすること。また、やむを得ず個人情報等が含まれる場合は、別冊又は資料編として分割する等の工夫をすること。
- ・ モデル事業に関する周知・啓発に係る作成物も成果品に含めること。

表 1 成果品一覧

成果品名	数量	提出媒体
報告書	2	簡易ファイル綴じ
	1	電子媒体
報告書（概要版）	1	電子媒体
議事録	1	電子媒体

6 業務スケジュール

業務スケジュール案を表 2 に示すが、詳細な業務スケジュールについては提案のう え決定するものとする。

表 2 スケジュール案

	主な業務	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	関係者との調整	→						
	ごみ箱の設計・調達	→						
(2)	モデル事業の周知・啓発				→			
	モデル事業の実施（30日以上）				→			
(3)	モデル事業の効果検証					→		
	分析・考察					→		
(4)	意見交換会							●
(5)	報告書作成						→	
	打ち合わせ	●		●		●		●

7 業務内容

プラスチックの資源循環の取組を通じて、さまざまな課題の同時解決（マルチベネフィット）につなげる仕組みづくりに向け、以下に示す業務を行うものとするが、実施にあたっては効果的・効率的な方法を提案し、委託者と協議のうえ進めること。

（1）事前準備等

モデル事業の事前準備として、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ・関係者（管理者（モデル事業実施場所におけるごみの管理者）、廃棄物処理業者、関係市町など）へのヒアリングによる課題抽出及び課題整理
- ・課題整理をふまえたモデル事業の内容の詳細検討
- ・モデル事業の実施に向けた関係者との調整・手続き
- ・モデル事業の実施場所（ごみ箱の設置場所、組成調査の実施場所等）の選定
- ・ごみ箱の調達（※1）

（※1）「ごみ箱の調達」について

- ・プラスチックの回収量・回収効率を向上させることを目的に、自動圧縮機能及び通信機能を有する「スマートごみ箱」を調達すること。
- ・ごみ箱の種類は、①使用済プラスチック（②以外のプラスチック）、②ペットボトル、③可燃物の3種類を基本とし、2箇所へ設置（合計6台）を予定している。
- ・屋外屋内問わず、設置可能なものとする。
- ・本事業終了後に撤去可能なものとする。

（2）モデル事業の実施

受託者は、委託者が指定する観光地（おかげ横丁地内を予定）で、一定期間（合計30日以上）、上記ごみ箱（3種類×2箇所、合計6台を予定）を設置し、食べ歩き等から排出されたプラスチック等の分別回収を実施するものとする。

また、プラスチックの回収量・回収効率を向上させるため、モデル事業に関する周知・啓発を実施する。周知・啓発の効果を検証するため、周知・啓発の回数、期間、リーチ数などを記録できる方法とすること。

（3）モデル事業の効果検証

モデル事業の効果検証として、受託者は以下の業務を行うものとする。

- ・ごみ箱の利用状況及び周辺環境（散乱ごみ）に関する目視調査
- ・分別回収されたプラスチック等の組成調査（※2）
- ・利用者へのアンケート調査及び管理者へのヒアリング調査
- ・モデル事業の周知・啓発に関する効果の検証
- ・従来のごみ箱（使用状況、設置・維持管理コスト）との比較検討
- ・マルチベネフィットへの貢献に関する分析・考察（※3）
- ・マルチベネフィットの実現に向けた課題の抽出及び必要な資源循環施策の検討

(※2) 「分別回収されたプラスチック等の組成調査」について

- ・マルチベネフィットの実現に向けた課題及び必要な資源循環施策の検討のために、各ごみ箱における回収量及び組成の調査を行うこと。
- ・抽出調査による全体推計も可とするが、十分な標本数を確保すること。
- ・異物の有無、食べ残し又は飲み残しの有無を調査項目に加えること。
- ・可能な限り、排出元の推定（近隣の店舗で販売されたものか。外部から持ち込まれたものか。）を行うこと。
- ・調査場所や調査員については、受託者が調達すること。
- ・調査後のプラスチック等は、委託者及び関係者と協議のうえ、適正に処理を行うこと。

(※3) 「マルチベネフィットへの貢献に関する分析・考察」について

下記例を参考に、マルチベネフィットへの貢献に関する分析・考察を行うこと。

- プラスチックの資源循環にどれだけ貢献できるか。
 - ・リデュースにつなげることができるか。
 - ・リユース材や代替素材に置き換えることができるか。
 - ・分別回収したプラスチックをリサイクルすることができるか。
- 散乱ごみの削減（周辺環境美化）に貢献できるか。
- 観光産業の振興に貢献できるか。

(4) 意見交換会の開催

マルチベネフィットの実現に向けた課題の抽出と必要な資源循環施策を検討するにあたり、関係者（委託者、管理者、近隣店舗等）との意見交換会を開催する。対面方式又はオンライン方式で年1回の開催を予定しており、開催に要する経費は受託者の負担とする。

(5) その他

- ・報告書は、“5成果品”のとおり作成し、令和9年3月26日（金）までに委託者に提出するものとする。
- ・成果品のうち、電子媒体はメールでの提出を可能とする。
- ・委託者との打ち合わせは、必要に応じて、オンライン方式又は対面方式により実施する。

8 業務の着手

受託者は、契約締結後速やかに11(2)に示す業務実施計画書を作成し発注者に届出をしなければならない。

9 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画（実施計画書、業務工程表等）を策定し、委託者に提出する。
- (2) 本業務の実施にあたり、他都道府県市の廃棄物処理担当者や民間団体等からの意見聴取、必要な資料を収集・使用するにあたっては、発注者と協議のうえ受託者の責任において関係者と交渉し、引用することについての承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は本業務の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (4) 本業務の従事者に対しては、本業務の内容や「三重県電子情報安全対策基準」について事前に研修を行うものとする。
- (5) その他、本業務に係る補償・経費等の一切（ごみ箱の設置・撤去を含む）は、受託者において負担するものとする。

10 管理技術者等の選任

受託者は、管理技術者及び照査技術者を選任し、委託者の承認を得るものとする。

管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、照査技術者は、業務の進行などの照査を実施するものとする。

管理技術者は照査技術者を兼ねることはできないものとする。

管理技術者は、過去に同等の業務に従事した実績を有する者を選任するものとする。

11 必要書類の提出

受託者は、業務契約後 14 日以内に三重県環境生活部環境共生局資源循環推進課に下記の書類を提出するものとする。

- (1) 委託業務着手報告書
- (2) 実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び各担当者（管理技術者・照査技術者を含む）名簿
- (5) その他、委託者が必要とする書類

12 受託者の責務

- (1) 本業務の実施に必要な資機材や人員については、本業務に含む。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

- (4) 貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (5) 業務終了後、受託者は貸与する各種資料及び物品のうち、紙媒体のものについては速やかに返納し、電子媒体のものについては速やかに消去すること。
- (6) 受託者は、受託期間中又は受託期間終了後を問わず、何人に対しても業務上知りえた委託者の業務及び関連情報の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (10) 受託者が（9）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11) 委託者から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (12) 委託期間が終了した後においても、委託者が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。